

許可の有効期間について

広告物等の種類		許可の有効期間の基準
はり紙、ポスター		1月以内
はり札	法第7条第4項に規定するはり札	1月以内
	その他のはり札	1年以内
立看板	法第7条第4項に規定する立看板	1月以内
	その他の立看板	1年以内
アーチを利用する広告物		3年以内
旗、のぼり、広告幕		1月以内
アドバルーン		1月以内
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		1年以内
電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する広告物		1年以内
広告板、広告塔		3年以内

※3 更新遅延理由書（例）

令和 年 月 日

富里市長 様

社名等

屋外広告物更新遅延理由書

許可番号〇〇-◎◎-●●の更新手続きについて、以下の理由により遅延
しましたことを報告します

理由： 災害による
社内都合による
変更手続きに関して難航したため 等